No.10　奈良町から春日山等の山並みへの眺望

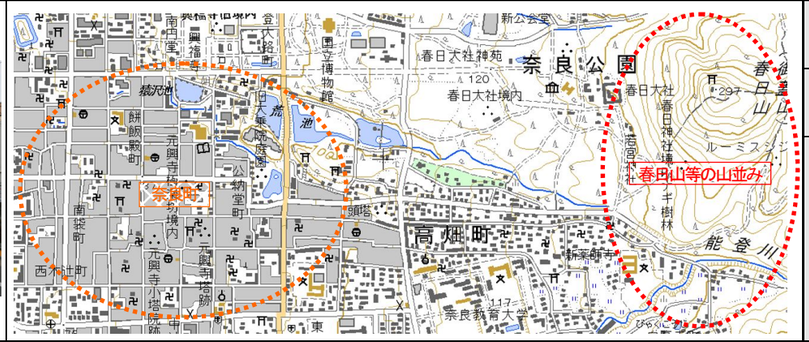

類型				Ⅲ：見通し型眺望景観
視点場				奈良町
視対象				御蓋山、春日山
眺望空間	近景			奈良町の町並み
	中景			春日大社境内の樹林、御蓋山
	遠景			春日山
目に見える景観の特性		奈良町の歴史的な町並みが山並みへの軸線をつくりだしている場合は、山並みがアイストップとなる。その他多くの区域では、町家の間や空地などから垣間見える。	守るための視点	春日山及び御蓋山を含む山林は、第一種風致地区、歴史的風土特別保存地区、特別天然記念物等により保護されている。奈良町は、奈良町都市景観形成地区及び奈良町歴史的景観形成重点地区として、視点場及び近景の町並みの保全・形成が図られている。しかし周囲に不調和な建築物等もみられ、基準の再検討や運用の改善等が求められる。 （施策の方向性）A－1，A－3
心で感じる景観の特性	歴史的背景	**奈良町**　平安時代以降、東大寺、興福寺等の周囲に形成された門前郷を原形として発展してきた町である。 **春日山**　続日本後紀によると、承和８年（841）に仁明天皇により、春日神社山内の狩猟伐木をかたく禁ずる旨が出されている。	整えるための視点	視界に電線類が映り込む。電線類が眺望景観を阻害しないよう電線類の美装化等が求められる。 一部奈良町の町並みに不調和な建築物等が、眺望景観の質を低下させているため、修景が求められる。 （施策の方向性）F－3，H－1
	民俗文化・生活文化 文学・芸術作品 説話・伝承	**奈良町**　中世以降、墨・筆・蚊帳・晒などの様々な産業が発展し、近世には有力な商工業都市として成熟した。現在もそれらの産業が残されている。墨の香りや寺院からの線香の香りから、生活文化を感じられる。 また、奈良町には「博奕をうった神様」や「阿字万字の天狗」などの数多くの説話や伝承が残されている。 **春日山**　春日山の最初の山の主は耳が聞こえにくく、常陸の鹿島から春日明神が移ってきたとき、細かく聞きもせず三尺を貸すことを承諾してしまったため、山全体の三尺を貸すことになり、今も春日山の木々はみな地下三尺より深くは根を下していないという伝説がある。 また、春日山等の山々は、万葉集にも多く詠まれている。 「秋されば　春日の山の　黄葉見る　奈良の都の　荒るらく惜しも」（万葉集 10-1604、大原真人今城） 「春日山　朝立つ雲の　居ぬ日なく　見まくの欲しき　君にもあるかも」（万葉集 4-584、坂上大嬢, 大伴家持）		
	眺望景観の構成要素の関係	**春日山原始林**　興福寺の記録によると、風害などのあった後の補植などの記事をみると、厳密な意味での原始林ではなく、むしろ古代からの原始林的植生を保つために手入れをしてきた山林となっており、周辺の社寺や住民と深く関わりながら存続してきた。		
情報としての景観の特性	名所案内記絵図等	**春日山**　「奈良名所東山一覧之図」（幕末頃）、「大和国奈良細見図」（明治７年（1874））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。	活かすための視点	公募により推薦された眺望景観である。奈良町から春日山が見えることは多くの人が知っているが、眺望景観としての認識は薄いと考えられるため、奈良町や御蓋山や春日山の関係性や奈良町から山並みへの眺望の価値などを積極的に情報発信していくことが求められる。また、まちなかからの眺望であり、ゆっくりと眺望を享受できる場の整備が求められる。 （施策の方向性）J－1，K－1
	インベントリー	**奈良町**　奈良町地区は、「都市景観 100 選」（平成８年度）、ならの墨づくりは「かおり風景 100 選」（平成 13 年）に選定されている。 **春日山原始林**　世界遺産として多くの人々に知られている。		

法 的 位 置 付 け

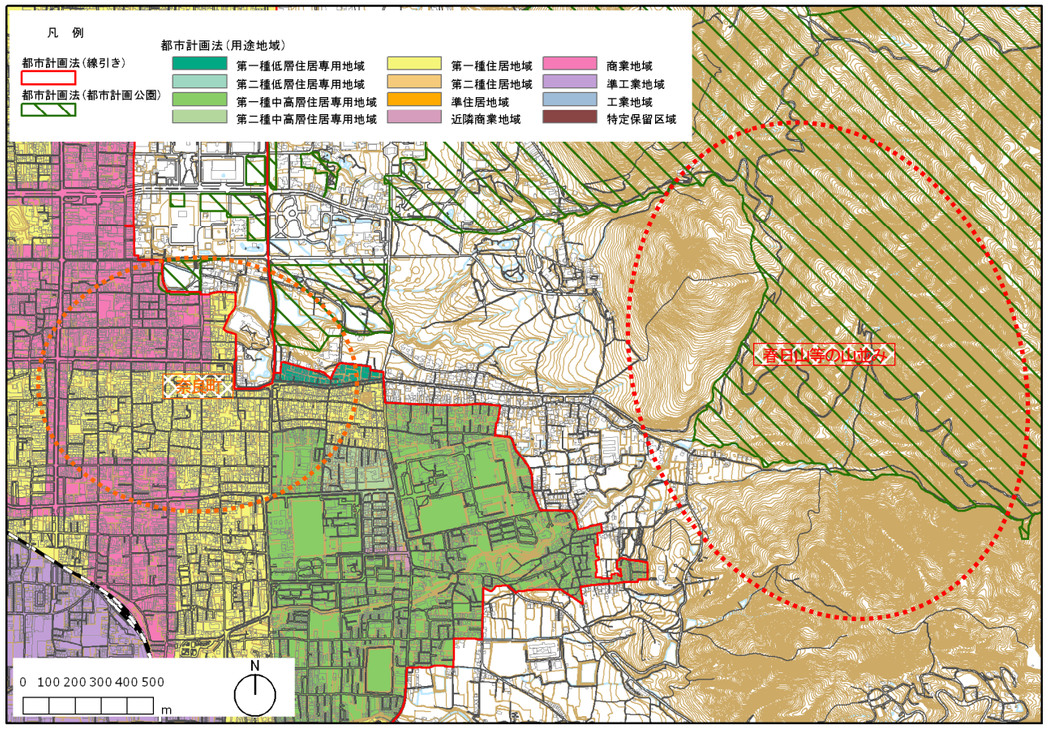
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
若草町
春日山等の山並み
0 100 200 300 400 500
m
N

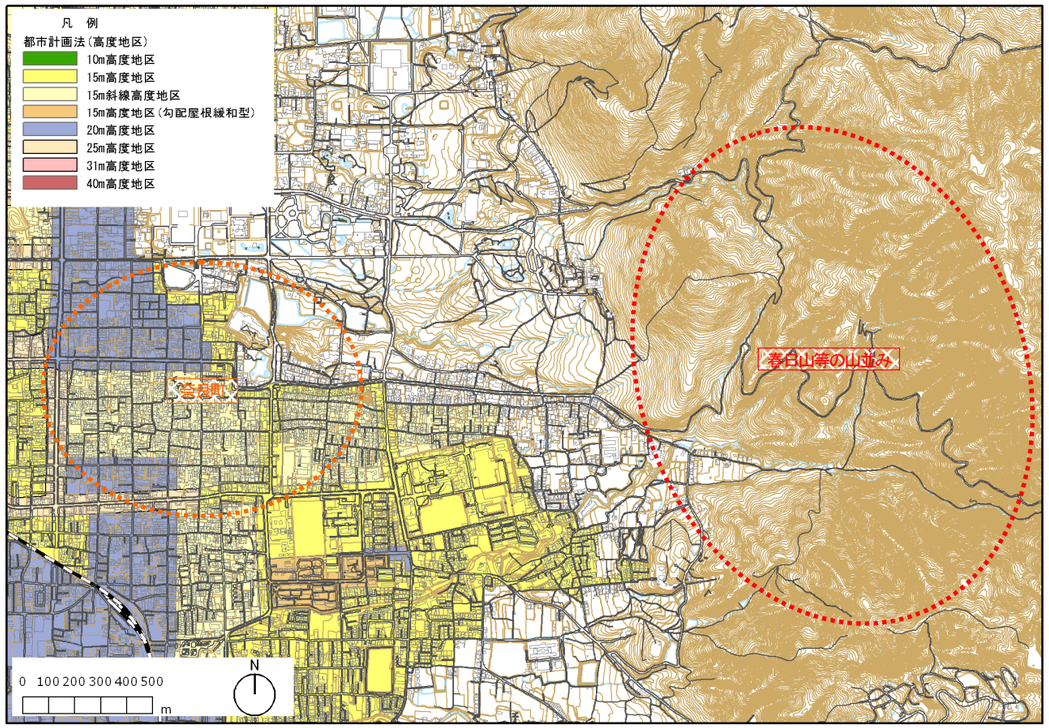
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
若草町
春日山等の山並み
0 100 200 300 400 500
m
N

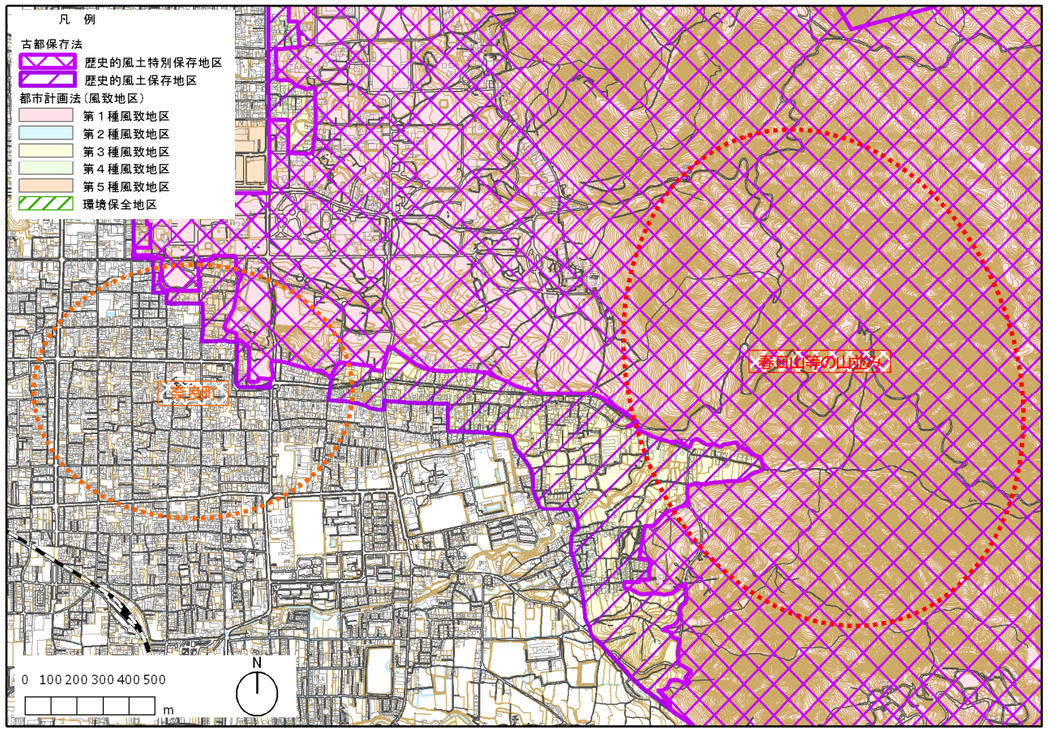
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
奈良町
春日山等の山並み
0 100 200 300 400 500
m
N

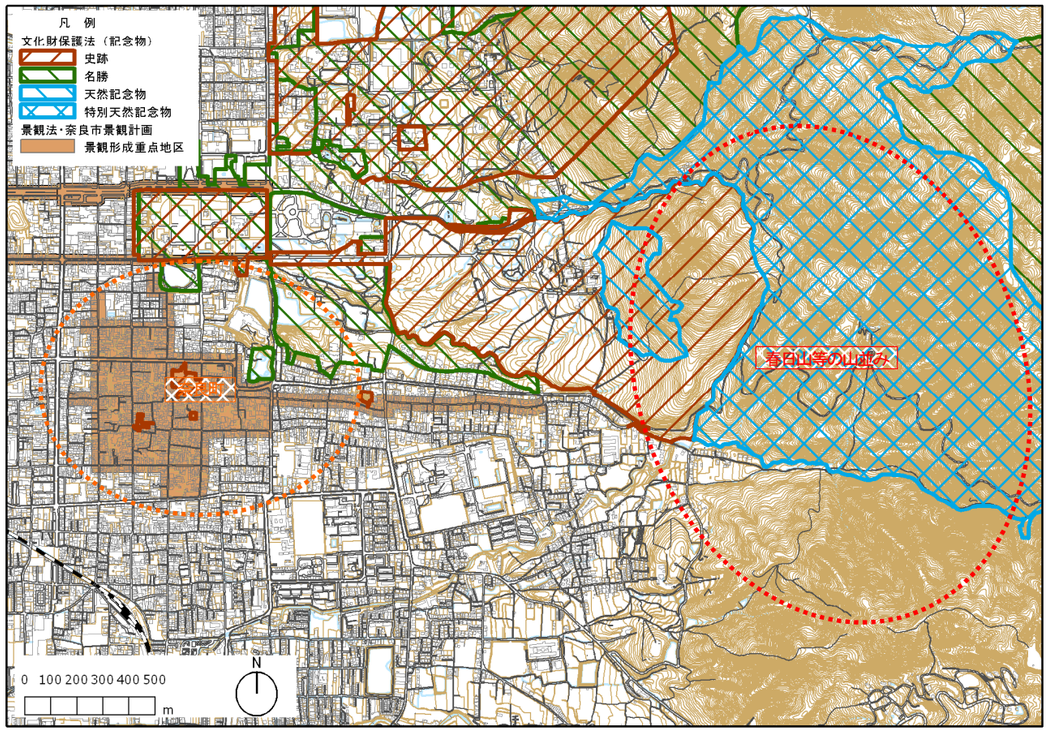
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
奈良町
春日山等の山並み
0 100 200 300 400 500
m
N

No.11　荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望

類型		Ⅱ：広がり型眺望景観
視点場		荒池池畔
視対象		【東側】御蓋山、春日山 【西側】興福寺五重塔
眺望空間	近景	【東側】荒池、春日大社境内、奈良公園 【西側】荒池、池畔の建築物、興福寺五重塔、興福寺境内
	中景	【東側】春日大社境内、御蓋山 【西側】興福寺境内、市街地
	遠景	【東側】春日山 【西側】市街地、北部丘陵地

目に見える景観の特性

道路を挟んで東西方向に広がりのあるパノラマ景を享受できる。

東側は、御蓋山の全容が間近に眺められ、背後の春日山との境界が明確に確認できる。また、荒池ー園地・樹林地ー山地とが一体となった奥行きのある景観が形成されている。

西側は、近景に荒池の水面が広がり、水面越しの樹林地のなかからそびえる興福寺五重塔を望め、背後の遠景には青空が広がり、興福寺五重塔がより一層際立って見える。サクラの咲く時期はより一層美しく見える。

心で感じる景観の特性

歴史的背景

荒池　天正 17 年（1589）に大和大納言豊臣秀長が奈良代官井上源五に命じて、奈良中の人夫一円惣出により掘削されたともいわれる。江戸期には一時荒廃していたらしく、奈良町絵図には描かれていない。現在の荒池は、明治 16 年（1883）の大干ばつを受け、明治 21 年（1888）に三条村、大森村、杉ヶ村の用水池として再築されたものである。

興福寺五重塔　興福寺は、山科の地に藤原鎌足の死後に建てられた山階寺にはじまるといい、藤原氏の氏寺であった。後に飛鳥に移され厩坂寺となり、平城遷都とともにいち早く新京に移された。平安時代には、寺地内に多くの子院がつくられ、勢力を拡大した。その後、何度も火災にあうが、その都度再建されてきた。五重塔は、天平 2 年（730）に興福寺の創建者藤原不比等の娘光明皇后が建立した。その後 5 回の被災・再建を経ており、現在の塔は、応永 33 年（1426）頃のものである。

荒池園地　荒池東側では、かつて対岸に民家が数軒建ち並んでいたが、現在は撤去され、荒池園地として整備が行われ、観光地のひとつとなっている。

民俗文化・生活文化　文学・芸術作品　説話・伝承

荒池　奈良ホテルの東に、荒池子安の地蔵尊という石地蔵が小堂に安置されている。この地蔵には、伝説があり、昔、堂守の老婆が、夜中に目を覚ますと、お堂の中が騒がしく、堂内を覗いてみると、地蔵尊が白装束で白馬に跨りお産の手伝いに出かけていった。翌朝地蔵尊は、全身汗びっしょりとなっており、それから、安産を祈るものが増え、出産のときには、いつも佛体がぬれるといわれている。

春日山　春日山の最初の山の主は耳が聞こえにくく、常陸の鹿島から春日明神が移ってきたとき、細かく聞きもせず三尺を貸すことを承諾してしまったため、山全体の三尺を貸すことになり、今も春日山の木々はみな地下三尺より深くは根を下していないという伝説がある。また、春日山等の山々は、万葉集にも多く詠まれている。

「秋されば　春日の山の　黄葉見る　奈良の都の　荒るらく惜しも」
（万葉集 10-1604、大原真人今城）

「春日山　朝立つ雲の　居ぬ日なく　見まくの欲しき　君にもあるかも」
（万葉集 4-584、坂上大嬢, 大伴家持）

荒池から御蓋山及び春日山への眺望　写真家入江泰吉の作品「荒池」として有名である。

「荒池」（入江泰吉、昭和：年代不詳）
対岸には民家が数軒建ち並び、背後に鬱蒼とした樹林地が広がる。
（朝日新聞奈良局編「うつろいの大和」より）

眺望景観の構成要素の関係

荒池と春日山　荒池は春日山より流下する率川を、せき止めて築堤したものである。

情報としての景観の特性

名所案内記絵図等

荒池　昭和初期の名所案内記「奈良御案内」（昭和 3～9 年（1928～1934））に紹介されている。

興福寺　「大和名所図会巻ノニ」（寛政 3 年（1791））、「大和国細見図」（享保 20 年（1735））、「いんばんや絵図」（明治 3～15 年（1870～1882））、「奈良名所細見図」（明治 24 年（1891））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

春日山　「大和名所図会巻ノ一」（寛政 3 年（1791））、「奈良名所東山一覧之図」（幕末頃）、「大和国奈良細見図」（明治 7 年（1874））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

インベントリー

興福寺・春日山原始林　世界遺産として多くの人々に知られており、興福寺は南都七大寺のひとつでもある。奈良は、「わたしの旅 100 選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、興福寺及び春日山原始林はその多くで構成要素としてあげられる。

守るための視点

【東側】

視対象の前景は、第一種風致地区、歴史的風土特別保存地区、名勝奈良公園、史跡春日大社境内等として保存が図られ、特に春日山は、特別天然記念物として保護されているため、新たな保全施策は求められない。

（施策の方向性）—

【西側】

荒池は第一種風致地区、歴史的風土特別保存地区として保存が図られ、興福寺五重塔は、国宝に指定され、保護されている。しかし、視対象の前景の一部は、市街化調整区域・歴史的風土保存区域・第五種風致地区の区域であり、眺望景観を阻害する建築物等が建てられるおそれがあるため、高さや建築物等の形態・意匠等の規制・誘導が求められる。

（施策の方向性）A－1，A－3

整えるための視点

【東側】

眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。

（施策の方向性）—

【西側】

建物の屋上にある高架水槽、塔屋が、視界に映り込むため、修景が求められる。

（施策の方向性）F－2

活かすための視点

東側は、奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定されている。奈良の景観宝地図にもあげられ、東西眺望ともに公募により推薦された眺望景観であり、多くの人に知られているといえる。しかし、視点場としての整備はされておらず、より多くの人がゆっくりと眺望景観を享受できる視点場の整備が求められる。

（施策の方向性）K－1

法 的 位 置 付 け

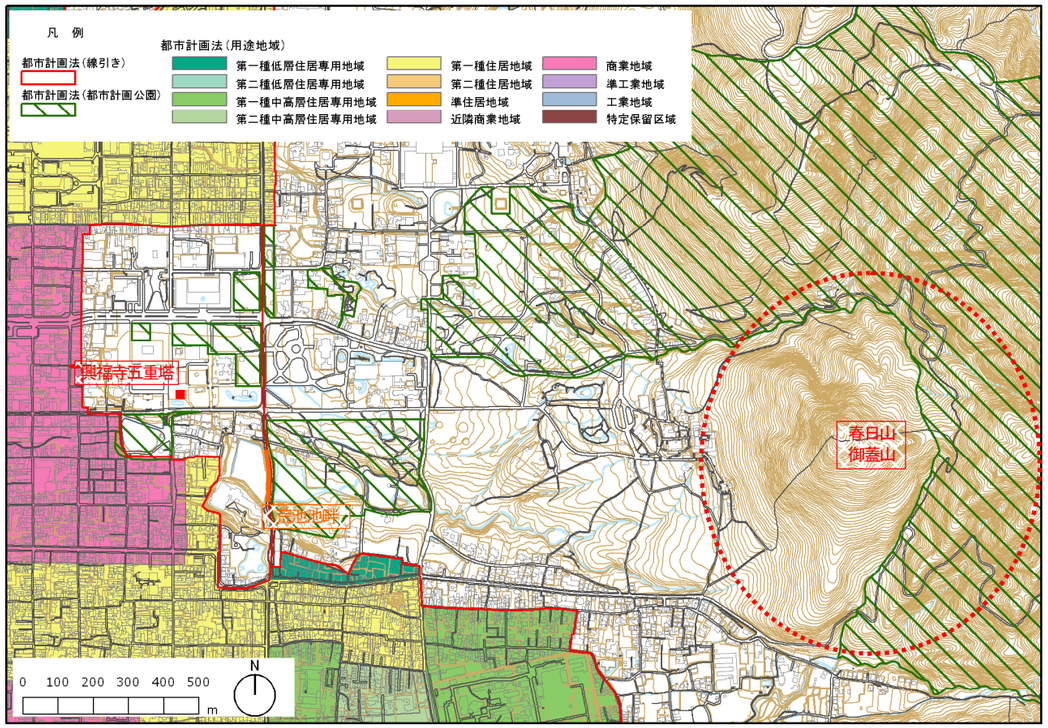
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
興福寺五重塔
春日山
御蓋山
奇池池畔
0　100　200　300　400　500
m
N

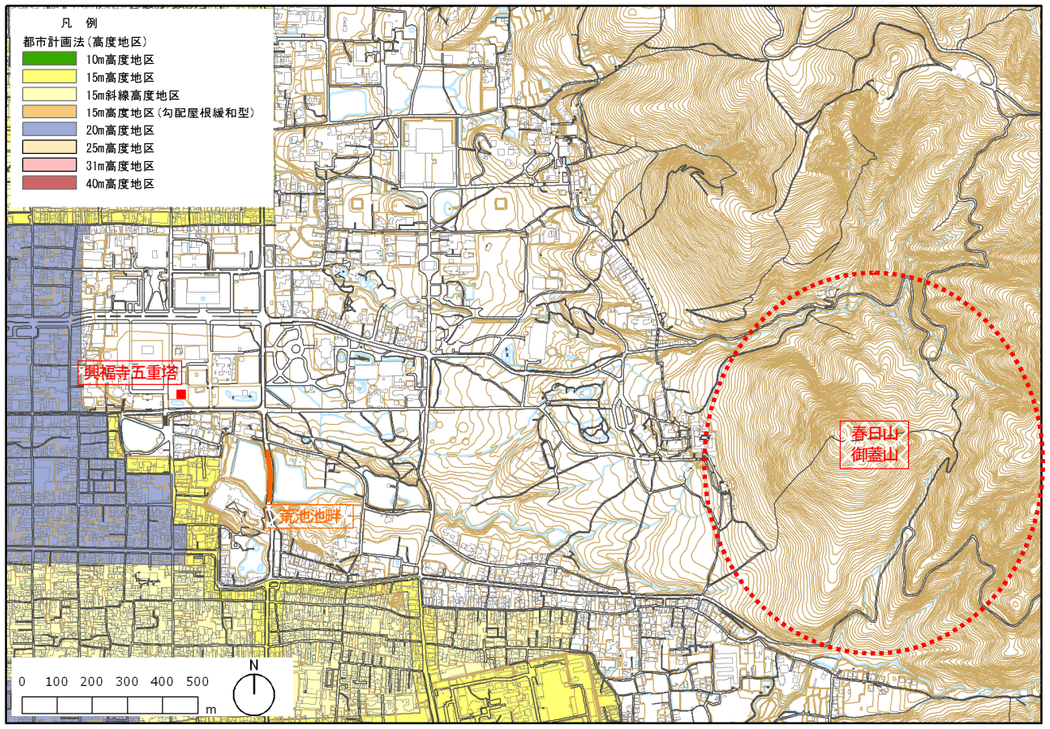
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
興福寺五重塔
春日山
御蓋山
奇池池畔
0　100　200　300　400　500
m
N

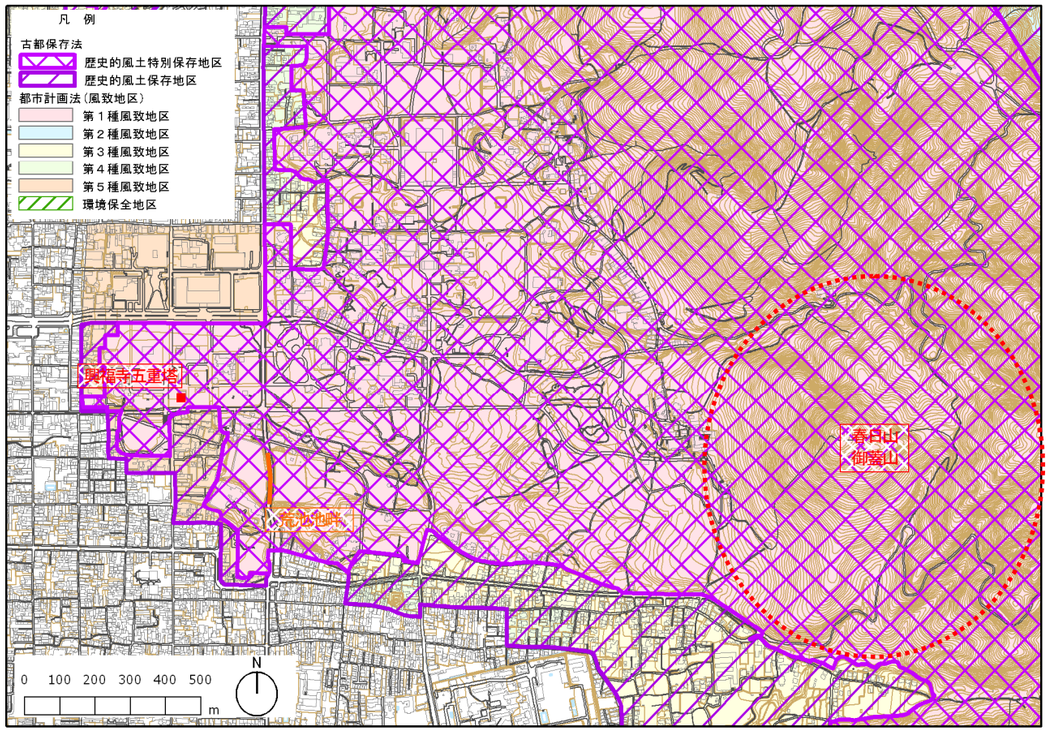
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
興福寺五重塔
春日山
御蓋山
奇池池畔
0　100　200　300　400　500
m
N

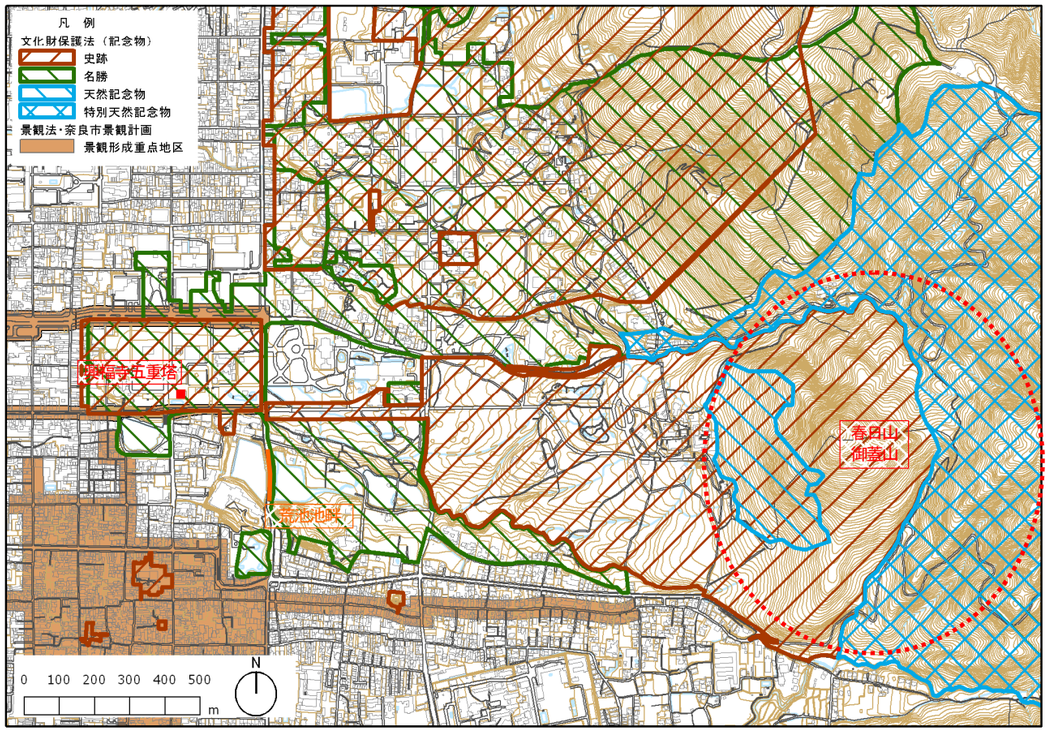
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
興福寺五重塔
春日山
御蓋山
奇池池畔
0　100　200　300　400　500
m
N

No.12　知事公舎前道路から若草山への眺望

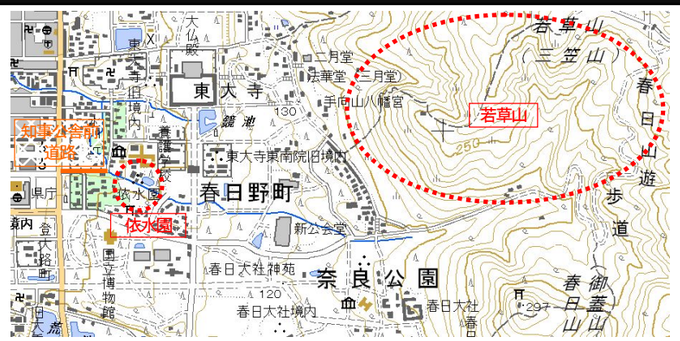

類型		Ⅲ：見通し型眺望景観
視点場		知事公舎前道路
視対象		若草山、依水園
眺望空間	近景	塀、樹木
	中景	依水園の樹林
	遠景	若草山

目に見える景観の特性		知事公舎や官舎の白塀や庭木が軸線を創り出し、その先に若草山がアイストップとなる。庭木や依水園の樹林、若草山が一体となって創り出す緑豊かな自然景観のなかに、瓦を載せた白壁の連なりを美しく眺められる。	守るための視点	視対象への軸線をつくりだす知事公舎前道路は、史跡東大寺旧境内、名勝奈良公園として保存が図られているため、新たな保全施策は求められない。ただし、とりわけ白壁などの歴史的要素の適切な修理・修復ならびに樹木等の適切な管理を進めることが求められる。また、道路標識や案内板等の道路施設の設置等に際しては、眺望景観への配慮が求められる。 視対象となる若草山は名勝奈良公園、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区、史跡東大寺旧境内等として保存が図られている。また、依水園についても、名勝、歴史的風土特別保存地区、第一種風致地区として保存が図られている。従って、新たな保全施策は求められない。ただし、都市公園施設の整備等の際は、高さ・規模・形態・意匠などの配慮が求められる。 （施策の方向性）C−1，C−2，D−1，E−1
心で感じる景観の特性	歴史的背景	**知事公舎前道路**　大正 11 年（1922）築の奈良県知事公舎は、昭和 26 年（1951）に昭和天皇が日米講和条約と日米安全保障条約の批准書に署名・認証した場所としても知られる。「(仮称）ポスト１３００年祭構想」では、奈良公園エントランスエリアとして、史料や古地図、文献資料を蓄積・公開する資料館としての活用が示されており、知事公舎前道路は「(仮称）なら文芸の道」に位置づけられている。 **依水園**　前園と後園の 2 つの築山泉水庭を水流でつなぐ庭園であり、前園は延宝年間に晒業者清須美氏の別業三秀園の遺構を整備したもの、後園は明治 32 年（1899）に富商関藤次郎の時に作庭されたものである。 **若草山**　山容が菅笠の形をし、3 つの嶺が重なったようにみえることから、通俗的に「三笠山」とも呼ばれてきた。若草山の名は「伊勢物語」で在原業平が「むさし野はけふはな焼きそ若草のつまもこもれり我もこもれり」と歌ったことに由来するとも言われている。東大寺山堺四至図によると、元々は樹木の茂った山であったことがわかる。山頂には前方後円墳である史跡鶯塚古墳があり、鶯山とも呼ばれる。		
	民俗文化・生活文化 文学・芸術作品 説話・伝承	**若草山**　毎年１月に、「若草山の山焼き」が行なわれる。若草山の山焼きの起源には、若草山山頂にある鶯塚古墳の鎮魂のためという説や若草山を年内もしくは翌年の１月頃までに焼かなければ不祥事が起こると考えられていたためという説、東大寺と興福寺との領地争いがもとであるという説、春の芽生えをよくするための原始的な野焼きの遺風を伝えたものであるという説などの諸説がある。 春季になると一帯では谷間に鶯の鳴く声が聞こえたことから以下の歌が歌われている。 「今もなほ　妻やこもれる　春日野の　若草山に　うぐひすの鳴く」（中務卿親王「夫木抄」） 「すたつとも　みゑぬものから　鶯の　山のいろいろ　ふみも見るかな」（「宇津保物語」）	整えるための視点	眺望景観を阻害しているものはみられないため、特段の再生施策は求められない。 （施策の方向性）—
	眺望景観の構成要素の関係	**依水園と若草山等**　依水園の後園は、氷心亭から池を越えて東大寺南大門と若草山・春日山・御蓋山の三山をとり入れた借景庭園として著名である。		
情報としての景観の特性	名所案内記絵図等	**若草山**　「大和名所図会巻ノ一」（寛政 3 年（1791））、「奈良名所東山一覧之図」（幕末頃）、「いんばんや絵図」（明治 3〜15 年（1870〜1882））、「奈良名所細見図」（明治 24 年（1891））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。	活かすための視点	公募により推薦された眺望景観であり、「(仮称）ポスト１３００年祭構想」にも位置づけられるなど、多くの人々に注目されている。しかし、視点場としての整備は十分でないため、歩行者の安全性の確保等と併せた視点場としての整備が求められる。 （施策の方向性）K−1
	インベントリー	**若草山**　若草山を含む奈良公園は、「日本の歴史公園 100 選」「日本の都市公園 100 選」に選定されている。また、若草山の山焼きは「人と自然が織りなす日本の風景百選」に選定されている。		

法 的 位 置 付 け

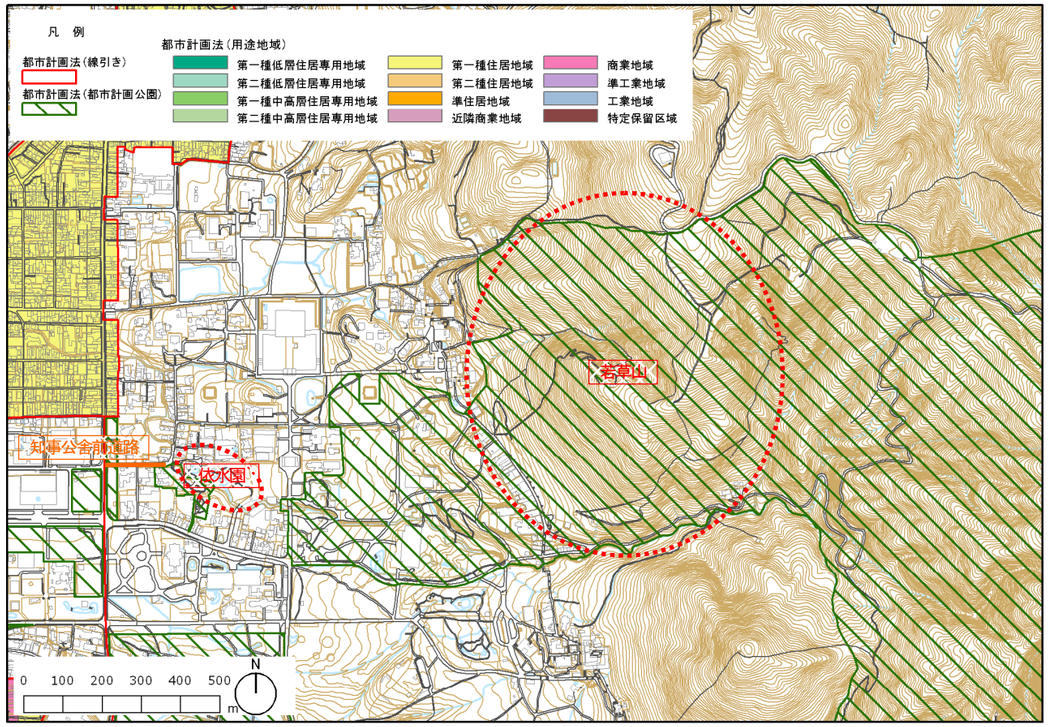
凡　例
都市計画法（線引き）
都市計画法（都市計画公園）
都市計画法（用途地域）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
特定保留区域
若草山
知事公舎前道路
依水園
0 100 200 300 400 500 m
N

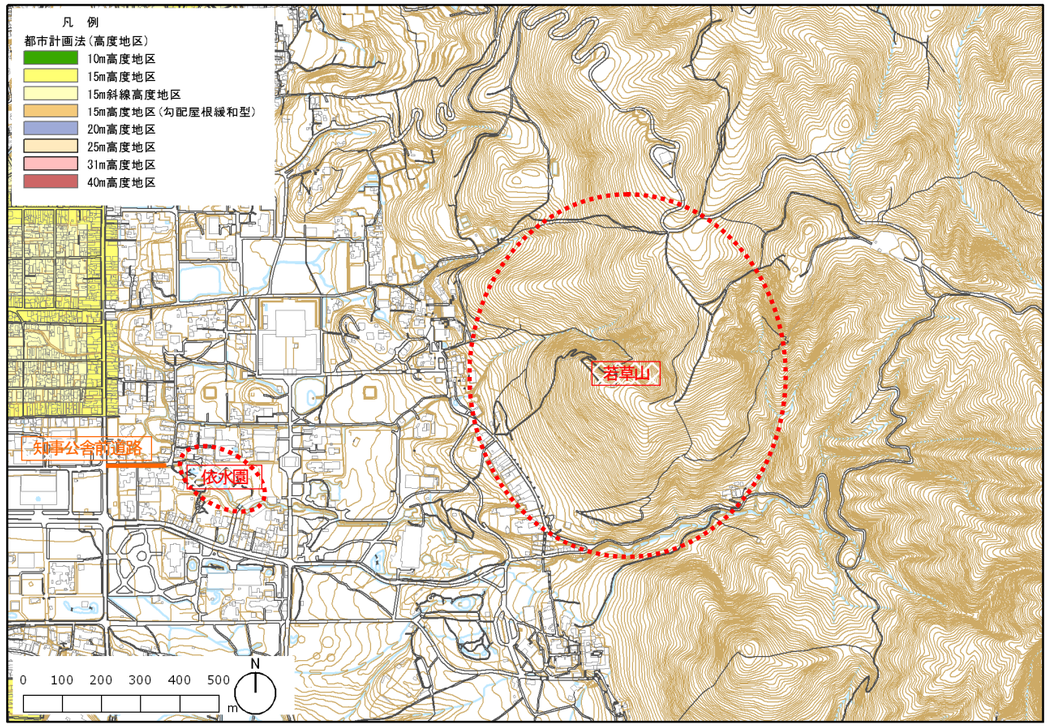
凡　例
都市計画法（高度地区）
10m高度地区
15m高度地区
15m斜線高度地区
15m高度地区（勾配屋根緩和型）
20m高度地区
25m高度地区
31m高度地区
40m高度地区
若草山
知事公舎前道路
依水園
0 100 200 300 400 500 m
N

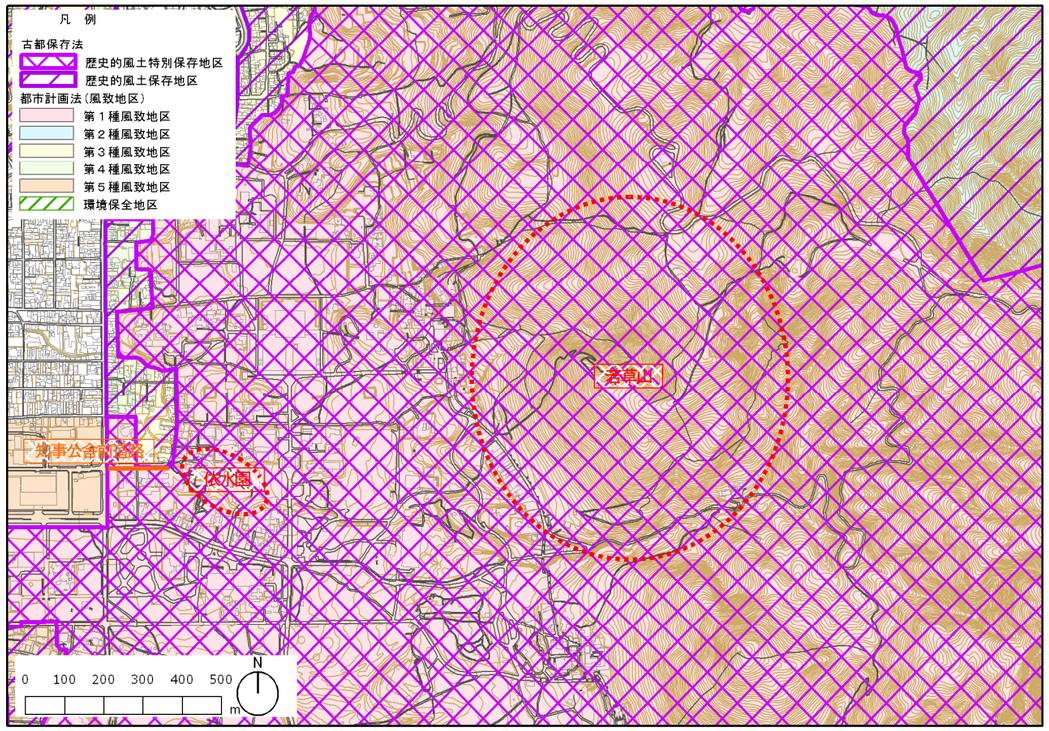
凡　例
古都保存法
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存地区
都市計画法（風致地区）
第１種風致地区
第２種風致地区
第３種風致地区
第４種風致地区
第５種風致地区
環境保全地区
若草山
知事公舎前道路
依水園
0 100 200 300 400 500 m
N

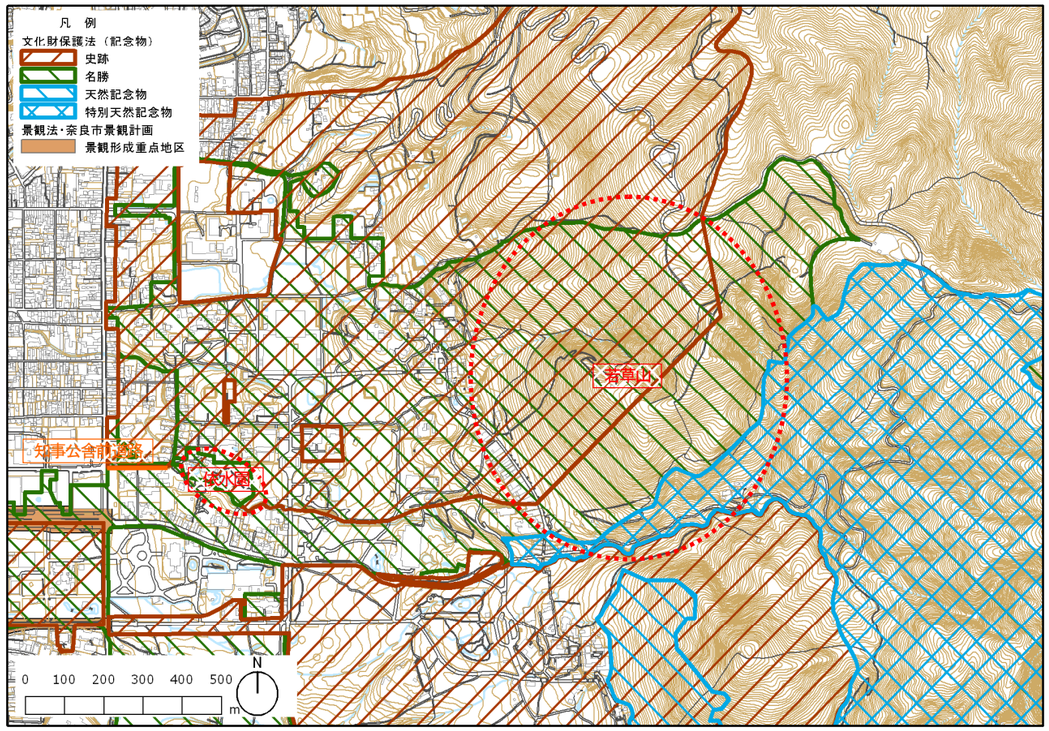
凡　例
文化財保護法（記念物）
史跡
名勝
天然記念物
特別天然記念物
景観法・奈良市景観計画
景観形成重点地区
若草山
知事公舎前道路
依水園
0 100 200 300 400 500 m
N